

～事務連絡～

1. 感染症対策について
2. 介護給付費過誤申立と再請求について
3. 居宅介護支援事業所の管理者の要件について
4. 令和2年度指定居宅介護支援事業所集団指導について

1 感染症対策について

国内において新型コロナウイルス感染者の発生が続いており、県内の介護事業所においても感染が確認されています。感染拡大防止については下記のホームページ等より介護保険最新情報、事務連絡等を参照し、適切な予防及び感染の拡大防止に努めてくださいますようお願いいたします。

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

○青森県ホームページ

http://www.pref.aomori.lg.jp/welfare/welfare/kaigosisetu_tuuti.html

○南部町ホームページ（※社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について）

<http://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/>

2 介護給付費過誤申立と再請求について

●誤って介護報酬を請求した場合には、請求を取り下げる必要があります。これを過誤申立といいます。

●過誤申立依頼書を町が処理できるのは、請求月の翌月以降です。

→事業所からの請求誤りによる過誤依頼については、原則、同月過誤で処理します。

同月過誤とは、町へ過誤申立をした翌月に国保連で実績取下げと再請求を併せて審査することで、全額返還することなく、差額分のみ調整を行う方法です。

●過誤申立依頼書は南部町ホームページよりダウンロードできます。

3 居宅介護支援事業所の管理者について

居宅介護支援事業所の管理者要件である主任介護支援専門員については、令和3年3月31日まで経過措置が設けられていますが、社会保障審議会介護給付費分科会における「居宅介護支援事業所の管理要件等に関する審議報告」で、経過措置の期限の一部延長が取り上げていますので、ご参照ください。

○居宅介護支援事業所の管理者要件等に関する審議報告

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08463.html

4 令和2年度指定居宅介護支援事業所集団指導（第1回）について

新型コロナウイルス等の状況を確認しながら、令和2年7月～8月中での開催を予定しております。開催時期が決定しましたら、ご連絡いたします。

今回の令和元年度指定居宅介護支援事業所集団指導（第2回）の資料についても説明を行います。